



Title	現代中国における刑罰政策の発展と変革
Author(s)	盧, 建平
Citation	北大法学論集, 58(5), 293[104]-280[117]
Issue Date	2008-01-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32312
Type	bulletin (article)
Note	紹介 坂口 一成 (訳)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	58(5)_293-280.pdf



[Instructions for use](#)

現代中国における刑罰政策の発展と変革

現代社会において犯罪現象に対抗する手段は多様化しているが、刑罰はやはり犯罪に対抗する最も主要な手段であるとされ、世界各国はなお刑罰を中心とした強制手段の体系により犯罪を抑止・予防している。そのため、現在、広義の刑事政策観が主流を占めてはいるが、いずれにせよ、刑事政策の核心は刑罰政策である。この点は中国においては極めて顕著である。新中国の刑事政策は犯罪と刑罰を中心として展開されてきたものであり、刑事政策概念は通常、狭義で用いられてきた。すなわち、刑事政策を犯罪に罰を加え、人民を保護する刑法政策 (politique pénale) ・ 策略とみなし、あるいは犯罪問題の処理、犯罪者の処遇における執政党および国の具体的政策措置と同視してきた。しかし、これらの具体的な政策措置の多くは、刑罰の運用をその主な内容とする。例えば、「嚴打」、「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」、「できるだけ身柄を拘束せず、できるだけ死刑にしない」[少捕、少殺] などである。建国後60年近くの歳月が経ち、中国社会のポールシフト的な変化に伴い、中国の刑罰政策も発展と変革を遂げてきた。以下では、その3つの段階を要約する。

1 建国 (1949年) ~1970年代末: 「依るべき法がない」 から「依るべき法がある」へ

中国共産党は一貫して刑事政策の策定と執行を重視している。新民主主義革命期という早い時点において、共産党の指導する革命根拠地では、例えば鎮圧と寛大を結びつけ、主犯と脅従犯〔脅迫されて犯罪に参加した者を意味し、共犯の1種とされている〕とを区別する、死刑囚以外の犯罪者には感化主義を採り、強制労働を通じて犯罪者を教育・感化・改造する、肉刑を廃止し、犯罪者に対する人道に悖るあらゆる処遇を禁止するなどの一連の刑事政策が定められた。法律が十分に整備されていなかった当時において、政策は法律の代替物となり、政策と法律が混同され、党が定めた一連の政策は司法活動の直接的な根拠となった。例えば毛沢東が「政策について」〔論政策〕。邦訳として毛澤東選集刊行会訳『毛澤東選集 (第5巻)』(三一書房、1956年) 157頁以下がある〕で提起した反スパイ〔鋤奸〕政策は、当時、共同犯罪における従犯および脅従犯の処罰、ならびに刑事訴訟における証拠収集・採用原則の規定の根拠となった。

1949年2月に中共中央が発した「国民党の六法全書の廃棄および解放区の司法原則を確定することに関する指示」は、法律の代替物としての政策の地位をよりはっきりと認め、「人民の司法業務はもはや国民党の六法全書を根拠とすることはできず、人民の新しい法律を根拠としなければならない。人民の新しい法律が系統的に発布されるまでは、共産党の政策および人民政府と人民解放軍がすでに発布した各種の綱領、法律、命令、条例、決議を根拠とすべきである。目下の人民の法律が不完全な状況においては、司法機関の事務処理の原則は、綱領、法律、命令、条例、決議に規定されている場合は、綱領、法律、命令、条例、決議の規定による。綱領、法律、命令、条例、決議に規定されていない場合は、新民主主義の政策に従う」とした。

中華人民共和国成立の初期においては、特定の歴史的条件に制約され、刑事法制の面では、反革命処罰条例、公務上横領処罰条例〔懲治貪汚条例〕などの個別の特別刑事法のほか、体系的な刑事法典はなかった。当時、刑事事件の処理は主に刑事政策に依拠しており、政策は引き続き、かなりの程度において刑事法の代替物の役割を担っていた。この時期の基本的刑事政策は、その表現においてであろうが、またその内容においてであろうが、いずれも戦時に形成された「鎮圧と寛大を結びつける」政策を受け継いでいた。「反革命鎮圧運動」、「反革命肅清運動」、「三反五反」などの一連の大規模な大衆運動、および社会の安定の維持、政権強化、戦犯・犯罪者の改造などの実践的活動の展開に際して、執政党たる中国共産党は戦争時代に提起した闘争の政策・策略をさらに体系化するとともに、新たな情勢に応じて適宜調整を加えた。1956年9月、中国共産党第8回全国代表大会は次のように指摘する。すなわち、社会主義体制はすでに基本的に打ち立てられ、……国内の主な矛盾はすでにプロレタリアートとブルジョアジーの矛盾ではなく、経済・文化の迅速な発展という人民の要求と、目下のところ経済・文化が人民の要求を満たすことができないという状況の間の矛盾である。全国人民の主な任務は、力を集めて社会の生産力を向上させ、国の工業化を実現し、人民の日増しに高まる物質的文化的の要求を徐々に満たしていくことである⁽¹⁾。このようにすでに変化した情勢の下では、「鎮圧」というのは明らかに時勢に合わず、調整を加え、情勢の発展に合致する新しい刑事

(1) 中国共産党第8回代表大会「政治報告に関する決議」(1956年9月27日採択)参照。

政策を定めなければならなかった。

次に、適用範囲から見れば、「鎮圧と寛大の結合」政策は主に反革命敵対分子に適用されていたが、1956年の3大改造〔農業、手工業および資本主義的工商業の社会主義的改造〕の基本的完成後は、反革命分子以外の犯罪者も刑事政策の重要な対象となった。そこで1956年9月の中共第8回全国大会の政治報告で、初めて公式に「懲罰と寛大を結びつける」政策を基本的刑事政策と指定するとともに、反革命犯罪を含む各種犯罪に適用することとした。まさにある論者が指摘するように、「鎮圧と寛大の結合から懲罰と寛大の結合へは、政治闘争の策略から刑事政策への転換というプロセスを経た」⁽²⁾。

「懲罰と寛大を結びつける」政策からは、多くの具体的な政策が派生した。例えば、「できるだけ身柄を拘束せず、できるだけ死刑にしない」、「死刑にしてみせなくともよい者は死刑にしない、身柄を拘束してみせなくともよい者は身柄を拘束しない」、「白状すれば寛大に、抵抗すればより厳しく」、「過去の過ちを後の戒めとし、病を治して、人を救う」、「少数を打ち、多数を引き込み、切り崩し、改造する」などの政策、さらには、罪が極悪で、殺さなければ民の憤りを鎮めることができないというわけではない者に「死刑を言渡し、2年先延ばしにし、労働を強制して、その後を観察する」の政策〔いわゆる死刑の執行延期制度〕、犯罪者の労働改造に関する「活路を与える」、「改造第一、生産第二」などの一連の方針および政策である。建国初期の法制度が不健全な状況において、これらの具体的な政策は中国の刑事司法活動において主導的役割を果たした。建国初期、刑罰は主に独裁の道具として用いられた。毛沢東を核心とする第1世代の指導部においては、確かに新中国成立初期に法制度形成の動きがあったが、全体的には、法および適法性を軽んじており、違法・犯罪の対処については、法律ではなく、そのほとんどが政策に依拠していた。

1966年5月、「文化大革命」が始まり、国の適法性が無惨に踏みにじられ、ひどく破壊されて、大量のえん罪・でっち上げ・誤判が生み出され、多くの無辜が様々な刑罰に処せられた。統計によれば文革中に判決が言い渡された反革命事件において、えん罪・誤判の比率は一般的に40%前後あり、一部地域では60～70%に達した。この数の多さ、比率の高さ、結果の重大さは建国以来空前

⁽²⁾ 陳興良「刑事法治視野中的刑事政策」同主編『中国刑事政策検討』（中国檢察出版社、2004年）120頁。

のものであった⁽³⁾。文革期には、警察・検察・裁判所組織が破壊され、刑事事件、特に反革命事件のいわゆる「裁判」は、法に依拠したものであるとは全くいえず、是非をひっくり返し、有罪・無罪をごちゃ混ぜにし、えん罪を生み出した。当時、建国以降実施してきた効果的な刑事政策も歪曲・廃棄され、はなはだしきに至っては、人民を迫害する道具とされた。文革の10年間は大量のえん罪・でっち上げ・誤判を残しただけではなく、人間性の歪曲、社会道德の荒廃、法律に対する公然の侮蔑も残した。そしてこのことは、その後の1978年から始まる犯罪のピークと全く関係がないわけではない。

文革終結後、中共中央の指示・指導の下、えん罪・でっち上げ・誤判の再調査・是正活動が全面的に展開された⁽⁴⁾。同時に、文革中の「無法無天」という後代にまで残る害悪の教訓を汲み取り、積極的に各種法律を制定した。1979年7月1日、第5期全国人大第2回会議は刑法を採択し、同法は1980年1月1日から施行された。同法は「懲罰と寛大を結びつける」の基本的刑事政策としての地位を再確認し、1条で「中華人民共和国刑法は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を指針とし、憲法を根拠とし、懲罰と寛大を結びつける政策に基づいて……制定されたものである」と定める。この政策は同法で十分に具体化されている。例えば主犯には厳しいが従犯は寛大にする、累犯には厳しいが自首した者は寛大にする、公務員犯罪には厳しいが少年犯は寛大にする、執行猶予、仮釈放、減刑などの制度の採用、死刑執行延期を行刑制度として刑法で条文化・明確化した、などである。79年刑法は192ヶ条しかなく、しかも制定時の社会背景のために階級闘争の色彩を色濃く帯びていることは否めないが、その公布・施行には新中国の歴史において一里塚の意義があり、建国後30年にして、中国の刑事法治はついに依るべき法があるようになり、真っ当な道を歩み始めた。

⁽³⁾ 江華が第5期全国人大〔全国人民代表大会〕第2回会議で行った「最高人民法院工作報告」〔最高人民法院が毎年全国人大で行う活動報告〕（1979年6月27日）参照。

⁽⁴⁾ 文革中に全国で刑事事件120万件余りに判決が言い渡された。1981年末までに、全国の各裁判所が再調査により判決を改めたえん罪・でっち上げ・誤判事件は約30万1000件、関係する当事者は32万6000名余りに上る。

2 1980年代から20世紀末：主旋律は「嚴打」

1970年代末から80年代初頭までの間、改革・開放の絶え間ない進展に伴い、閉鎖的な中国社会が開放され、靜態的な社会構造が動態化し、分化されていた利益が再びまとまってきたため、様々な社会の基本的矛盾が激化し、治安情勢が日々悪化し、重大悪質事件が頻繁に生じた（例えば1979年の上海控江路事件、1981年に北京の北海公園で起きた女学生集団強姦事件、1983年に瀋陽で起きた「二王」による奪った銃器による強盗・殺人事件など）。こうした状況の下で、1983年8月、中共中央は「刑事犯罪活動に厳しく打撃を加えることに関する決定」を發し、法により「重く速く」重大刑事犯を懲らしめる方針を強調した。1983年9月、全国人大常委〔常務委員会〕は「重大社会治安事犯を厳しく懲らしめることに関する決定」および「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者の裁判を迅速に行う手続に関する決定」を採択した。こうして全国各地で刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える闘争が大々的に展開された。

第1次嚴打により、社会治安は短期間で急速に好転した。統計によると、嚴打前後の28ヶ月を比較すると、全国の刑事事件認知数は35.9%減少した。1985年の認知数は54.2万件、1万人あたりの事件発生率は5.26であり、1981年の1万分の8.9、1982年の1万分の7.4、1983年の1万分の6よりも明らかに減少した⁽⁵⁾。

しかし、間もなくリバウンド現象が生じ、1988年に全国の裁判所が受理した殺人事件は前年比9.1%増、強盗事件は43.1%増、重大窃盜事件は63.8%増であった⁽⁶⁾。犯罪率が高水準を維持し、刑事事件数が激増している状況に直面し、1996年と2001年には第2次、第3次の全国的な嚴打整治闘争を展開した〔[整治]とは総体的な予防・防止を意味する〕。この間、また各地の犯罪状況に応じて、特定の犯罪を対象とした嚴打闘争を繰り返し展開した。例えば1990年3月に19の省・市で展開した「追いはぎ」撲滅闘争、1995年に各地の警察が展開した春の嚴打、および「鉄道行動」、「北方行動」、「南海行動」、「水網行動」などの地

⁽⁵⁾ 「最高人民法院工作報告」（第6期全国人大第4回会議、1986年4月8日）参照。

⁽⁶⁾ 「最高人民法院工作報告」（第7期全国人大第2回会議、1989年3月29日）参照。

域的な合同行動、2000年に広東、北京、天津、上海、河北などの14の省・市が一斉に展開した付加価値税領収書偽造・販売活動撲滅闘争、同年12月に全国的に展開した暴力団撲滅闘争などである。

この20年余りの「厳打」の実践においては、刑事立法および刑事司法に対する刑事政策の方向づけ作用がはっきりと現れている。1983年の厳打の間、立法機関は特別刑法を採択し、一部の犯罪の法定刑の上限を引き上げた。例えば全国人大常委「重大社会治安事犯を厳しく懲らしめることに関する決定」（1983年9月2日）は、無類罪、傷害罪、人身売買罪などを犯した社会治安に由らしき危害を及ぼす犯罪者を、「刑法が定める最高刑以上死刑までの刑に処することができる」と規定した。これまでの最高人民裁判所活動報告の関連統計データから見て、各裁判所の刑事事件受理数は毎年上昇しているほか、各厳打期間中は、事件数の増え幅が顕著なだけでなく、総言渡数における5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑の言渡数の比率（＝重罰率）も明らかに増加している。例えば、1993年から1997年までの5年間で、各裁判所は第1審事件を243万7426件結審しており、平均すると毎年0.75%増であり、法的効力の生じた判決の言渡人員は274万2133人である。そして、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑（執行延期付死刑を含む）の言渡人員は全体の40.08%であった⁽⁷⁾。そのうち1996年においては、第2次厳打闘争のため、各裁判所は第1審事件57万2058件を受理し、また57万334件を結審し、それぞれ前年比15.39%、14.97%増であった。法的効力の生じた判決の言渡人員61万4323人のうち、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑（執行延期付死刑を含む）の言渡人員は26万5293人であり、全体の43.18%、前年比2.84%増であった⁽⁸⁾。第3次厳打整治闘争が始まった2001年には重大刑事犯罪事件34万571件を結審し、そのうち、5年以上の有期懲役、無期懲役、死刑の言渡人員は15万913人であり、前年比15.07%増であった⁽⁹⁾。

重要な具体的政策である厳打には、それを生み出す現実的基盤がある。80年

⁽⁷⁾ 「最高人民法院工作報告」（第9期全国人大第1回会議、1998年3月10日）参照。

⁽⁸⁾ 「最高人民法院工作報告」（第8期全国人大第5回会議、1997年3月11日）参照。

⁽⁹⁾ 「最高人民法院工作報告」（第9期全国人大第5回会議、2002年3月11日）参照。

代初頭、10年の動乱〔文革を意味する〕が終息したばかりであり、大量の殴打・破壊・略奪者〔打砸搶分子〕、殺人犯、窃盗犯、愚連隊が猖獗を極めており、一部の地域では重大悪質事件が連続で発生し、治安問題が深刻であった。このほか、改革・開放が始まったばかりで、多様な思潮が国内に流入し、従来の価値観・利益観を揺るがし、また市場経済の発展は各構成員に発展の空間と富を追求する機会を提供する一方で、能力や地位の違い、さらには相応のルールの立ち後れや欠缺のために不可避的に行き過ぎた行為が生じ、アノミー状態に陥り、様々な新旧の矛盾が激化していた。犯罪率の上昇、社会の混乱という厳しい情勢に直面し、また犯罪対策のリソースが限られているという前提の下で、断固強力な措置を講じて犯罪者の巻き上がる気炎に打撃を加え、社会秩序を回復し、大衆の安心感を取り戻すことは、政策決定者と一般大衆の共通の願望となり、厳打政策の登場は当時においてはまさに衆望の帰するところであった。

厳打の頻繁な発動は、政策決定者の犯罪観および刑罰観において、感情が重んじられ、理性が不足していることを表している。厳打は絶対的司法理念の産物である。現代の社会学の知見によると、犯罪はいかなる社会であろうとも避けられない社会現象であり、その存在には一定の必然性と合理性がある。特に社会の転換期においては、犯罪の量的増加は正常な現象である。犯罪は工業化、都市化の進展に伴い発展する。このことは世界的に極めて普遍的な社会現象である。アメリカのルイス・シェリー (Louise Shelley) が指摘したように、現代化プロセスは犯罪率および犯罪の手法に顕著で普遍的な影響を及ぼし、犯罪は現代化の最も顕著で最も主要な代価の1つとなっている⁽¹⁰⁾。1980年以降、中国社会は閉鎖から開放へ、また計画経済から市場経済への転轍を果たし、社会の様相は日々変化し、文化衝突、価値観の摩擦の激しさは未曾有である。こうした経済変革・社会転換期において、犯罪率がある程度上昇することは正常な現象というべきであり、「平常心」を保つべきである⁽¹¹⁾。

ところが実際は、政策決定者は社会転換期の特徴を十分に認識し、犯罪現象

⁽¹⁰⁾ 路易絲・謝利 (何秉松訳) 『犯罪与現代化』(中信出版社、2002年) 200頁参照 [Louise I. Shelley, *Crime and Modernization: The Impact of Industrialization and Urbanization on Crime (Science and International Affairs)*, Southern Illinois Univ Pr (1981)]。

⁽¹¹⁾ 廬建平「需要一種正確的犯罪觀」江蘇公安專科學校學報2002年3期。

およびその原因を客観的に分析できておらず、直感や経験によりこれは許しがたい異常現象であると断定し、原因を「打撃力不足」と単純化した。こうした前提の下で、「乱世には重い刑を科す」という伝統的理念が、本能的に指導者の脳裏によぎり、考える間もなく結論となった⁽¹²⁾。他方、刑罰の機能と効果への不当な期待も厳打政策の好感度を倍増させた。私見では、厳打の度重なる発動は決して政策決定者の厳罰・重罰の選好を意味しておらず、政策決定者にとっては、刑罰は犯罪抑制の最も効果的な手段であり、このことを固く信じていたからである。しかして、歴史と現実の経験は次の教訓を我々にもたらした。刑罰に威嚇力はあるがその作用には限界がある。刑罰は犯罪を罰し、予防する重要な手段であるが、唯一の手段ではない。また犯罪の原因は複雑であるため、犯罪処罰・予防において刑罰が発揮しうる機能には多くの制約がある。長年の厳打闘争の実際の効果から見て、刑罰の度重なる超過投入は予期された理想的効果を生み出さなかったばかりか、反対に、犯罪量と刑罰量の上昇スパイラルという悪循環をもたらした。

厳打における理性不足は、さらに政策決定プロセスの合理性の欠乏にも表れており、政策決定の手續に則らず、各分野（特に専門家）の意見を広く募らず、また科学的な論証も経ず、ほとんどの場合、関連指導者の「ツルの一声」で決まり、しかる後に政策は様々な形をとって実施に移される。そして、政策決定プロセスが民主的ではなく、また政策自体の科学性が不足し、さらには実施に際しては不当に理解されたため、厳打は実施過程において、マイナス効果をもたらした。例えば、厳打の対象が広すぎ、また絶え間なく拡大化すること、刑事司法における厳罰主義の傾向、氣勢を巻き上げるため、または盲目的に「速

⁽¹²⁾ 例えば鄧小平は1983年7月19日に北戴河での劉復之・警察大臣（当時）との談話において、「刑事事件、悪質事件が大幅に増えており、こうした状況では人心を得られないということだ。数年経ったが、こうした風潮が収まらないどころか、逆に発展している。なぜだ？主には及び腰になっているからだ。犯罪者への打撃が厳しくなく、速やかではなく、判決が軽すぎるからだ」、「なぜ1度、2度、3度の刑事犯罪活動に厳しく打撃を加える戦役を組織してはいけないのか？」、「現在は非常事態であり、法により重く速く集中的に打撃を加えなければならない。厳しくしなければ抑え込むことができない。行動を起こしても痛くも痒くもないようでは人心を得られない」と述べた（劉復之「『厳打』就是專政」人民公安2000年1期参照）。

く」を追求し、被疑者・被告人の権利を軽視ひいては侵害するなどである。

中国は1996年と1997年にそれぞれ刑事訴訟法、刑法を改正した。この改正は第2次厳打の最中に行われ、両法の改正内容から見て、厳打の止揚といえる。改正後の刑事訴訟法については、「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者の裁判を迅速に行う手続に関する決定」の内容をはっきりと否定し、改正法の施行により同決定は徹底的に失効した。

改正刑法については厳打が提起した「重く」を部分的に肯定している。まず、死刑の規定から、旧法の各則には15ヶ条に死刑を科しうる犯罪が27個定められていた。そのうち反革命犯罪が14個であり、普通刑事犯罪が13個であった。1981年の軍人職責違反罪処罰暫定条例を加えると、死刑を科しうる犯罪は計38個であった。その後、厳打闘争に呼応して、立法機関は相次いで特別刑法を制定し刑法典に修正・補充を加えた。こうした特別刑法により死刑を科しうる犯罪が33個増えた（重複する6個は不算入）。そのため、刑法改正前には死刑を科しうる罪は計71個となっていた⁽¹³⁾。刑法改正に際しては「増やさず減らさず、大体のバランスをとる」⁽¹⁴⁾立法方針により、刑法各則は47ヶ条、68個の犯罪に死刑を規定した。改正前と比べて、死刑がある罪はいくばくか減少したが、死刑がある罪の分布は旧法よりも拡がっている。旧法の死罪は主に反革命犯罪、公共の安全に危害を加える罪、市民の人身権を侵害する罪に集中していたが、現行法各則の10章のうち、瀆職罪を除く9章にはいずれも死刑を定める規定がある。

次に、自由刑、とりわけ長期自由刑の適用が多い。旧法各則における自由刑の規定の仕方を類別すると、法定刑の下限が5年以上の有期懲役である自由刑（有期懲役と無期懲役を含む）の規定パターンは8種、計35個あり、それぞれ自由刑の規定パターン総数および自由刑規定の総数⁽¹⁵⁾の33.3%、23.5%を占

⁽¹³⁾ 高銘暄『刑法肆言』（法律出版社、2004年）479～481頁。

⁽¹⁴⁾ 当時、刑法改正作業の指揮を執っていた王漢斌は1997年3月6日の「中華人民共和国刑法（改正草案）に関する説明」で、「現在の治安状況の厳しさ、経済犯罪の状況の深刻さを考えると、死刑縮減の条件は整っていない。今回の改正では、現行法が定める死刑については原則として減らさず、また増やしていない」と述べた。

⁽¹⁵⁾ 中国刑法各則の自由刑の規定パターンは27種ある。例えば、「15年以上の有期懲役、無期懲役または死刑」、「15年以上の有期懲役または無期懲役」、「10

める。現行法各則の自由刑の規定パターンから見て、法定刑の下限が5年以上の有期懲役である自由刑（有期懲役と無期懲役を含む）の規定パターンは11種、計174個あり、それぞれ自由刑の規定パターン総数および自由刑規定の総数の40.7%、25.8%を占める。以上のことから、これまで一貫して中・長期自由刑の運用を重視しており、現行法ではこの点がさらに強化されたことが分かる。これらの規定は、実質的には嚴打政策の法律化の表れである。

3 21世紀：両極化政策の復興

新世紀を迎え、刑法改革の呼び声が日増しに高まってきている。その実、刑法の改革、刑罰制度の改善は中国においては目新しい話題ではない。1997年以前も、中国の学界では刑法の改革を求める声が途絶えることなく、少なくない論者が論証し、多くの提言をし、そのうち多くの意見が1997年の刑法改正、さらには近年の改正において実現されている。財産刑を例にすると、旧刑法各則において、財産刑を定める条文は34ヶ条あり、各則全条文の約33%を占めていた。そのうち、罰金刑を定める条文は20ヶ条しかなく、財産没収を定める条文は23ヶ条であった。現行刑法の各則においては、財産刑を定める条文数および罪の数は大幅に旧法を上回り、6件の修正条項を加えると、現行法において財産刑を定める条文は164ヶ条に達し、各則全条文の45%に上る。そのうち罰金刑を定める条文は148ヶ条、財産没収を定める条文は59ヶ条ある。しかも、財産刑の適用範囲も拡大され、旧法では各則の4つの章（反革命の罪、社会主義経済秩序を破壊する罪、財産を侵害する罪、社会管理秩序を妨害する罪）に分布していたのが、現行法では7つの章（国家の安全に危害を加える罪、公共の安全に危害を加える罪、社会主義市場経済秩序を破壊する罪、人身権・民主的権利を侵害する罪、財産を侵害する罪、社会管理秩序を妨害する罪、公務上横領・賄賂の罪）に拡大された。

死刑は近年注目されているホットイシューである。先述のように、1997年の

年以上の有期懲役、無期懲役または死刑」、「7年以上の有期懲役または無期懲役」、「7年以上15年以下の有期懲役」、「5年以上10年以下の有期懲役」などである。自由刑規定の総数は刑法各則条文で定めるこうした自由刑の規定の総数である。

刑法改正では学者たちの死刑縮減の期待が真に実現されたとはいえない。しかし、1999年から今日に至るまで出された6件の刑法修正条項では、死刑条文が増えていないことは確認できる。

近年の刑事裁判の実務から見て、重罰の適用率は以前よりも明らかに減少している（表1参照）と同時に、執行猶予の適用率が徐々に上昇してきている（表2参照）。

また、死刑の適用についても、司法機関はより慎重な態度を見せるようになってきている。2006年、最高人民法院所と最高人民検察院は合同で「死刑第2審事件の開廷審理手続の若干の問題に関する規定」を制定し、死刑事件の第2審の全面開廷審理を実現させた。2007年1月1日より、最高人民法院所は下級に委譲していた死刑許可権を取り戻すとともに、統一して行使することとなった。こうした「もっと早くそうすべきであった」措置は「何度も呼びかけてようやく講じられた」のであるが、少なくとも「厳格に死刑適用を制限する」という政策の貫徹に対する司法機関の積極的な態度が表れているといえよう。

このほか、司法部門はさらに新たな司法上の試みを積極的かつ自主的に行っている。例えば2003年以降、北京、南京、四川、湖北、陝西、吉林などの省・

表1

期間	総言渡人員における5年以上の 有期懲役・無期懲役・死刑の言渡人員の比率
1988～1992年	34.9%
1993～1997年	40.08%
1998～2002年	25%
2004年	19.04%
2006年	17.26%

出典：「最高人民法院工作報告」、「2006年全国法院審理執行案件情況」を元に作成。

表2

期間	総言渡人員における執行猶予言渡人員の比率
1999年	14.86%
2000年	15.85%
2001年	14.71%
2002年	17%

出典：「最高人民法院工作報告」、「中国法律年鑑」、「司法部統計」を元に作成。

市の基層検察院では試験的に起訴猶予（少年に対する）を実施している。また司法改革の一内容として、2003年から、コミュニティ内矯正が全国の18の省・市で試験的に行われている⁽¹⁶⁾。

こうした寛刑化傾向と中国社会の発展、特に社会の刑法観の転換とは密接につながっている。まず、政策決定者の刑罰観が理性化に向けて動き出した。2006年10月11日に出された中共中央「社会主義の調和のとれた社会の構築における若干の大問題に関する決定」が「寛大さと厳しさの兼備」という刑事司法政策の実施を提起したことは、政策決定者が犯罪抑止戦略に調整を加えたことを反映している。たしかに同決定はなお厳打方針の堅持を強調しているが、執政党がその綱領的文書において「寛大さと厳しさの兼備」の刑事司法政策を打ち出したことは、政策決定者が、厳打の効果には限界があり、厳打だけでは犯罪を完全に抑止し、減少させられないことを悟ったことを表す。そこで寛大さと厳しさの兼備、区別した取扱いという方針をとることにより、一方では法により寛大にする面を十分に重視し、できるだけ消極的要素を積極的要素に変えようとし、他方では、集中的に重大犯罪に打撃を加え、社会の安定・秩序を維持しようとしたのである。中国の学者たちは一般に、寛大さと厳しさの兼備という考え方は中国では古くからあり、寛大さと厳しさの兼備の刑事政策は歴史的経験を土台として、これまでの懲罰と寛大を結びつける刑事政策を受け継ぎ、発揚したものであり、中国における社会主義の調和のとれた社会の構築プロセスにおいて長期的に堅持すべき基本的刑事政策であるとする。

次に、司法部門の刑事司法理念にも変化が生じつつある。長年、司法機関は一貫して「従順な政策執行者」の役割を演じてきており、その刑罰理念は政策決定者の立場と高精度の一致性があり、時にはより先鋭的であった。しかしここ数年、司法機関は刑法改革の推進面において、自主性がいくばくか強まり、ひいては立法機関よりも先見の明がある場合もある。例えば起訴猶予、コミュニティ内矯正などの措置は司法機関が率先して試行錯誤を繰り返している。

⁽¹⁶⁾ 2003年7月10日に最高人民裁判所・最高人民検察院・警察省・司法省は合同で「コミュニティ内矯正の試験的実施の展開に関する通知」を出し、北京、天津、上海、山東、江蘇、浙江の6省・市を最初の試験地とした。2005年1月20日にはさらに「コミュニティ内矯正の試験地拡大に関する通知」を出し、広東などの12省・市をコミュニティ内矯正試験地域とした。

さらに、一般市民における刑罰についての認識および観念にも徐々に変化が生じている。1995年に中国社会科学院法学研究所が関連統計部門と協力して、死刑問題についてアンケート調査を行った。これは死刑に関する最初の大規模調査である。調査結果によると、回答者5006名のうち95%以上が死刑支持を表明した。2003年1月には、新浪網が死刑の存廃についてネット上で調査を行った。不十分な統計によると、4600件余りの書き込みがあり、うち約75.8%が断固として死刑存置を主張し、約13.6%が死刑廃止を支持し、約10.6%の中間派が、中国の発展状況を見定めて死刑の存廃を決するとした⁽¹⁷⁾。以上のことから、現在、中国の多くの一般大衆は依然として死刑が正当であり、しかも必要であると考えているが、大衆の死刑観にはすでに一定の転換が見られる。特に注意に値することは、この変化が刑事犯罪数が高水準で推移し減少していないという近年の状況において生じたことである。この変化は明らかに緩慢ではあるが、なお期待できよう。大衆の観念の転換プロセスにおいて、学界の努力は無視できない役割を果たした。

以上のいくつかの内在的要素のほか、国際的な大環境の影響も重要な要素である。ここ数年、国際的な死刑廃止運動、寛刑化の趨勢、中国が署名・加入した一連の国際人権条約も、かなりの程度において中国の刑罰改革に影響を及ぼしている。

最後に1点だけ指摘しておく。この間、中国の刑事法治は確かに進歩したが、刑法の理念、原則や個別的な罪の犯罪・刑罰の設置という基本的なレベルでは、今日においてもなお刑罰体系および刑罰制度に大きな変化は生じていない。刑罰の変化の歴史から見て、中国の現在の死刑と自由刑を中心とする刑罰体系は、どう取り繕っても現代的な刑罰体系とはいいいがたい。執行猶予、仮釈放などの刑罰制度は、その制度設計上の行刑社会化の思想および目標を実現しがたい⁽¹⁸⁾。他方、刑罰体系および刑罰制度は刑罰政策の核心であり、刑罰改革のカギでも

⁽¹⁷⁾ 曲新久「推動廢除死刑：刑法學者的責任」法学2003年4期参照。

⁽¹⁸⁾ 現行刑法における執行猶予・仮釈放の適用要件はあまりにも抽象的で把握しがたいばかりか、執行猶予・仮釈放の執行、観察監督の措置や方法などについての具体的規定を欠き、実務では執行猶予者・仮釈放者の「脱管理」現象が深刻な問題となっている。こうしたことも、一部の裁判所や裁判官が執行猶予・仮釈放の適用に及び腰になる要因となっている。

ある。そのため、死刑と自由刑を核心とする刑罰体系を、どのようにして自由刑と財産刑・資格刑とをともに重視する刑罰体系へと転換させるか、具体的な刑罰制度をどのように拡充・整備するかが、中国の今後の刑法改革において重点的に検討すべき課題であることは疑いない。